# 現場技術業務委託契約書

1.	1. 委託業務の名称											
2.	. 委託業務の場所											
3.	履	行	期	間	自	年	月	日				
					至	年	月	日				
4.	4. 業務委託料 円 うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円									_		
	(注) 「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、請負代金額に110分の10を 乗じて得た額である。											
	([ ]の部分は、受注者が課税事業者である場合に使用する。)											
5	<b>主</b> 刀	石 杞	. ≣π	A								

5. 契約保証金

上記の委託業務について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、大分県契約 事務規則及び別添の条項によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとす る。

本契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

 年 月 日

 発注者

 受注者 住 所

 商号又は名称

 代表者氏名

(総則)

- 第一条 発注者及び受注者は、この契約書(頭書を含む。以下同じ。)に基づき、設計図書(別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。)に従い、日本国の法令を遵守し、この契約(この契約書及び設計図書を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。)を履行しなければならない。
- 2 受注者は、契約書記載の業務(以下「業務」という。)を契約書記載の履行期間(以下「履行期間」 という。)内に完了し、契約の目的物(以下「成果物」という。)を発注者に引き渡すものとし、発注 者は、その業務委託料を支払うものとする。
- 3 発注者は、その意図する成果物を完成させるため、業務に関する指示を受注者又は受注者の管理技術者に対して行うことができる。この場合において、受注者又は受注者の管理技術者は、当該指示に従い業務を行わなければならない。
- 4 受注者は、この契約書若しくは設計図書に特別の定めがある場合又は前項の指示若しくは発注者と受 注者との協議がある場合を除き、業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるも のとする。
- 5 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 6 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 7 この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 8 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成四年法律第五十一号)に定めるものとする。
- 9 この契約書及び設計図書における期間の定めについては、民法(明治二十九年法律第八十九号)及び商法(明治三十二年法律第四十八号)の定めるところによるものとする。
- 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 1 1 この契約に係る訴訟の提起又は調停(第五十二条の規定に基づき、発注者と受注者との協議の上選任される調停人が行うものを除く。)の申立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

# (指示等及び協議の書面主義)

- 第二条 この契約書に定める指示、催告、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除(以下 「指示等」という。)は、書面により行わなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、発注者及び受注者は、同項に規定 する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、発注者及び受注者は、既に行った指示等を 書面に記載し、七日以内にこれを相手方に交付するものとする。
- 3 発注者及び受注者は、この契約書の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

# (業務工程表の提出)

- 第三条 受注者は、この契約締結後十四日以内に設計図書に基づいて、業務工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。
- 2 発注者は、必要があると認めるときは、前項の業務工程表を受理した日から七日以内に、受注者に対してその修正を請求することができる。
- 3 この契約書の他の条項の規定により履行期間又は設計図書が変更された場合において、発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して業務工程表の再提出を請求することができる。この場合において、第1項中「この契約締結後」とあるのは「当該請求があった日から」と読み替えて、前二項の規定を準用する。
- 4 業務工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

#### (契約の保証)

- 第四条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第五号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。
  - 一 契約保証金の納付
  - 二 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
  - 三 この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和二十七年法律第百八十四号)第二条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。)の保証
  - 四 この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
  - 五 この契約による債務の不履行により生ずる損害を塡補する履行保証保険契約の締結
- 2 受注者は、前項の規定による保険証券の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法(以下「電磁的方法」という。)であって、当該履行保証保険契約の相手方が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保険証券を寄託したものとみなす。
- 3 第1項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額(第6項において「保証の額」という。)は、業務委託料の十分の一以上としなければならない。
- 4 受注者が第1項第三号から第五号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第四十七条 第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。
- 5 第1項の規定により、受注者が同項第二号又は第三号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約 保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第四号又は第五号に掲げる保証を付したとき は、契約保証金の納付を免除する。
- 6 業務委託料の変更があった場合には、保証の額が変更後の業務委託料の十分の一に達するまで、発注 者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

## (権利義務の譲渡等)

- 第五条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。 ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 受注者は、成果物 (未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。)を第三者に譲渡 し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を 得た場合は、この限りでない。
- 3 受注者が前払金の使用や部分払等によってもなおこの契約の履行に必要な資金が不足することを疎明 したときは、発注者は特段の理由がある場合を除き、受注者の業務委託料債権の譲渡について、第1項 ただし書の承諾をしなければならない。
- 4 受注者は、前項の規定により、第1項ただし書の承諾を受けた場合は、業務委託料債権の譲渡により 得た資金をこの契約の履行以外に使用してはならず、またその使途を疎明する書類を発注者に提出しな ければならない。

# (一括再委託等の禁止)

- 第六条 受注者は、業務の全部を一括して、又は発注者が設計図書において指定した主たる部分を第三者 に委任し、又は請け負わせてはならない。
- 2 受注者は、前項の主たる部分のほか、発注者が設計図書において指定した部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- 3 受注者は、第三十九条第1項第十号イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約 の相手方としてはならない。
- 4 受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の 承諾を得なければならない。ただし、発注者が設計図書において指定した軽微な部分を委任し、又は請

け負わせようとするときは、この限りでない。

5 発注者は、受注者に対して、業務の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な 事項の通知を請求することができる。

#### (監督員)

- 第七条 発注者は、監督員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督員を変更 したときも、同様とする。
- 2 監督員は、この契約書に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。
- 一 発注者の意図する成果物を完成させるための受注者又は受注者の管理技術者に対する業務に関する 指示
- 二 この契約書及び設計図書の記載内容に関する受注者の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答
- 三 この契約の履行に関する受注者又は受注者の管理技術者との協議
- 四 業務の進捗の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照合その他この契約の履行状況の調査
- 3 発注者は、二名以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの契約書に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。
- 4 第2項の規定に基づく監督員の指示、承諾又は回答は、原則として、書面により行わなければならない。
- 5 第1項の規定により、発注者が監督員を置いたときは、この契約書に定める指示等は、設計図書に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

#### (管理技術者)

- 第八条 受注者は、業務の技術上の管理を行う管理技術者を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に 通知しなければならない。管理技術者を変更したときも、同様とする。
- 2 管理技術者は、この契約の履行に関し、業務の管理及び統轄を行うほか、業務委託料の額の変更、業 務委託料の請求及び受領、第十二条第1項の請求の受理、同条第2項の決定及び通知並びにこの契約の 解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。
- 3 受注者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを管理技術者に委任せず自ら行使 しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。

# (現場技術員)

第九条 受注者は、業務を担当する現場技術員を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。現場技術員を変更したときも、同様とする。

#### (地元関係者との交渉等)

- 第十条 地元関係者との交渉等は、発注者が行うものとする。この場合において、発注者の指示があると きは、受注者はこれに協力しなければならない。
- 2 前項の場合において、発注者は、当該交渉等に関して生じた費用を負担しなければならない。

# (土地への立入り)

第十一条 受注者が業務のために第三者が所有する土地に立ち入る場合において、当該土地の所有者等の 承諾を要するときは、発注者がその承諾を得るものとする。この場合において、発注者の指示があると きは、受注者はこれに協力しなければならない。 (管理技術者等に対する措置請求)

- 第十二条 発注者は、管理技術者若しくは現場技術員又は受注者の使用人若しくは第六条第4項の規定により受注者から業務を委任され、若しくは請け負った者がその業務の実施につき著しく不適当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 2 受注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を 請求を受けた日から十日以内に発注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、監督員がその職務の執行につき著しく不適当と認められるときは、発注者に対して、その 理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 4 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を 請求を受けた日から十日以内に受注者に通知しなければならない。

# (履行報告)

第十三条 受注者は、設計図書に定めるところにより、この契約の履行について発注者に報告しなければならない。

#### (庁舎等の使用)

- 第十四条 受注者は、設計図書に定めるところにより、業務を履行するため庁舎の一部及び物品(以下「庁舎等」という。)を無償で使用することができる。
- 2 前項の使用に際し、受注者が負担する光熱費等については、設計図書に特別の定めがある場合を除 き、発注者と受注者とが協議して定める。
- 3 受注者は、発注者から貸与された庁舎等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 4 受注者は、故意又は過失により庁舎等が滅失又はき損し、又はその返還が不可能となったときは、発 注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しな ければならない。なお、この場合の賠償額は、発注者と受注者とが協議して定める。

# (貸与品等)

- 第十五条 発注者が受注者に貸与し、又は支給する調査機械器具、図面その他業務に必要な物品等(以下「貸与品等」という。)の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。
- 2 受注者は、貸与品等の引渡しを受けたときは、引渡しの日から七日以内に、発注者に借用書又は受領書を提出しなければならない。
- 3 受注者は、貸与品等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 4 受注者は、設計図書に定めるところにより、業務の完了、設計図書の変更等によって不用となった貸与品等を発注者に返還しなければならない。
- 5 受注者は、故意又は過失により貸与品等が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。なお、この場合の賠償額は、発注者と受注者とが協議して定める。

#### (物品等の調達)

第十六条 受注者は、前二条に規定する庁舎等又は貸与品等を除き、自己の負担と責任において、業務の 履行に必要となる物品等を確保しなければならない。

# (設計図書と業務内容が一致しない場合の修補義務)

第十七条 受注者は、業務の内容が設計図書又は発注者の指示若しくは発注者と受注者との協議の内容に 適合しない場合には、これらに適合するよう必要な修補を行わなければならない。この場合において、 当該不適合が発注者の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必 要があると認められるときは履行期間若しくは業務委託料の額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

#### (条件変更等)

- 第十八条 受注者は、業務を行うにあたり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その 旨を直ちに発注者に通知し、その確認を請求しなければならない。
  - 一 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと (これらの優先順位が定められている場合を除く。)。
  - 二 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
  - 三 設計図書の表示が明確でないこと。
  - 四 履行上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な履行条件と実際の履行条件が相違すること。
  - 五 設計図書に明示されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
- 2 発注者は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したとき は、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場 合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。
- 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果(これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。)をとりまとめ、調査の終了後十四日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
- 4 前項の調査の結果により第1項各号に掲げる事実が確認された場合において、発注者は、必要があると認められるときは設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。
- 5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは履行期間若しくは業務委託料の額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

## (設計図書等の変更)

第十九条 発注者は、前条第4項の規定によるほか、必要があると認めるときは、設計図書又は業務に関する指示(以下この条において「設計図書等」という。)の変更内容を受注者に通知して、設計図書等を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは履行期間若しくは業務委託料の額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

# (業務の中止)

- 第二十条 第三者の所有する土地への立入りについて当該土地の所有者等の承諾を得ることができないため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的若しくは人為的な事象(以下「天災等」という。)であって受注者の責めに帰すことができないものにより作業現場の状態が著しく変動したため、受注者が業務を行うことができないと認められるときは、発注者は、業務の中止内容を直ちに受注者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させなければならない。
- 2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、業務の中止内容を受注者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。
- 3 発注者は、前二項の規定により業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは、 履行期間若しくは業務委託料の額を変更し、又は受注者が業務の続行に備え業務の一時中止に伴う増加 費用を必要としたとき若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

# (履行期間の変更方法)

第二十一条 履行期間の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から十四日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が履行期間の変更事由が生じた日から七日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

# (業務委託料の額の変更方法等)

- 第二十二条 業務委託料の額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始 の日から十四日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が業務委託料の額の変更事由が生じた日から七日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
- 3 この契約書の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担 する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

# (賃金の変動に基づく業務委託料の額の変更)

- 第二十三条 履行期間中において、日本国内における賃金水準に予期し得ない急激な変動が生じ、その結果業務委託料の額が著しく不適当となったと認められるときは、発注者又は受注者は、業務委託料の額の変更について書面により協議を申し入れることができる。
- 2 前項に基づく申し入れを行うことができるのは、次の各号の要件を満たす場合に限る。
  - 一 協議申し入れ時点において、本契約の履行期間が2か月以上残存していること。
  - 二 当該変更額が、変動前業務委託料の額(業務委託料の額から既履行部分に対応する金額を控除した額をいう。)と変動後業務委託料の額(変動後の賃金水準を基礎として算出した変動前業務委託料の額に相応する額をいう。)との差額のうち、変動前業務委託料の額の1000分の10を超える額であること。
- 3 前項に基づく申し入れを行った発注者又は受注者は、算定根拠資料を添付した変更請求書類を相手方 に提出し、発注者と受注者で協議を行うものとする。
- 4 前項の協議を行った場合、発注者は協議の結果を書面により受注者に通知しなければならない。この場合において、受注者が当該通知を受領した日から14日以内に書面により異議を述べなかったときは、受注者は当該決定に同意したものとみなす。

#### (臨機の措置)

- 第二十四条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ、発注者の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。
- 2 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を発注者に直ちに通知しなければならない。
- 3 発注者は、災害防止その他業務を行う上で特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
- 4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が業務委託料の額の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、 発注者が負担する。

# (一般的損害)

第二十五条 成果物の引渡し前に、成果物に生じた損害その他業務を行うにつき生じた損害(次条第1項 又は第2項に規定する損害を除く。)については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害 (設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。)のうち発注者の責め に帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

# (第三者に及ぼした損害)

- 第二十六条 業務を行うにつき第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して損害の賠償を行わな ければならないときは、受注者がその賠償額を負担する。
- 2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する賠償額(設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。)のうち、発注者の指示、貸与品等の性状その他発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者がその賠償額を負担する。ただし、受注者が、発注者の指示又は貸与品等が不適当であること等発注者の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。
- 3 前二項の場合その他業務を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注 者は協力してその処理解決に当たるものとする。

# (業務委託料の額の変更に代える設計図書の変更)

- 第二十七条 発注者は、第十七条から第二十条まで、第二十三条、第二十四条、第二十九条又は第三十五条の規定により業務委託料の額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、業務委託料の額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から十四日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が業務委託料の額を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から七日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

# (検査及び引渡し)

- 第二十八条 受注者は、業務が完了したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。
- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から十日以内に受注者の立会いの 上、設計図書に定めるところにより、業務の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受 注者に通知しなければならない。
- 3 発注者は、前項の検査によって業務の完了を確認した後、受注者が成果物の引渡しを申し出たとき は、直ちに当該成果物の引渡しを受けなければならない。
- 4 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該成果物の引渡しを業務委託料の支払の完了と同時に行うことを請求することができる。この場合においては、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。
- 5 受注者は、業務が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を業務の完了とみなして前各項の規定を準用する。

# (業務委託料の支払)

- 第二十九条 受注者は、前条第2項(前条第5項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の検査に合格したときは、業務委託料の支払を請求することができる。
- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から三十日以内に業務委託料を支払わなければならない。
- 3 発注者がその責めに帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間(以下この項において「約定期間」という。)の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

#### (引渡し前における成果物の使用)

第三十条 発注者は、第二十七条第3項若しくは第4項又は第三十三条第1項若しくは第2項の規定によ

- る引渡し前においても、成果物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。
- 2 前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
- 3 発注者は、第1項の規定により成果物の全部又は一部を使用したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

# (前金払)

- 第三十一条 受注者は、保証事業会社と、契約書記載の業務完了の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第二条第5項に規定する保証契約(以下「保証契約」という。)を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、業務委託料の額の十分の三以内の前払金の支払をこの契約締結の日から三十日以内に発注者に請求することができる。
- 2 受注者は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。
- 3 発注者は、第1項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から二十日以内に前払金を支払 わなければならない。
- 4 受注者は、業務委託料の額が著しく増額された場合においては、その増額後の業務委託料の額の十分 の三から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払を請求することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。
- 5 受注者は、業務委託料の額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の業務委 託料の額の十分の四を超えるときは、業務委託料の額が減額された日から三十日以内に、その超過額を 返還しなければならない。
- 6 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて著しく不適当であると認められるときは、発注者と受注者とが協議して返還すべき超過額を定める。ただし、業務委託料の額が減額された日から十四日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 7 発注者は、受注者が第5項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率(以下「財務大臣の決定する率」という。)の割合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

#### (保証契約の変更)

- 第三十二条 受注者は、前条第4項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払を請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。
- 2 受注者は、前項に規定する場合のほか、業務委託料の額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。
- 3 受注者は、前二項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手 方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者 は、当該保証証書を寄託したものとみなす。
- 4 受注者は、前払金額の変更を伴わない履行期間の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を 保証事業会社に直ちに通知するものとする。

#### (前払金の使用等)

第三十三条 受注者は、前払金をこの業務の材料費、労務費、外注費、機械購入費(この業務において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。

## (部分引渡し)

- 第三十四条 成果物について、発注者が設計図書において業務の完了に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分(以下「指定部分」という。)がある場合において、当該指定部分の業務が完了したときについては、第二十七条中「業務」とあるのは「指定部分に係る業務」と、「成果物」とあるのは「指定部分に係る成果物」と、同条第4項及び第二十八条中「業務委託料」とあるのは「部分引渡しに係る業務委託料」と読み替えて、これらの規定を準用する。
- 2 前項に規定する場合のほか、成果物の一部分が完成し、かつ、可分なものであるときは、発注者は、 当該部分について、受注者の承諾を得て引渡しを受けることができる。この場合において、第二十七条 中「業務」とあるのは「引渡部分に係る業務」と、「成果物」とあるのは「引渡部分に係る成果物」 と、同条第4項及び第二十八条中「業務委託料」とあるのは「部分引渡しに係る業務委託料」と読み替 えて、これらの規定を準用する。
- 3 前二項の規定により準用される第二十八条第1項の規定により受注者が請求することができる部分引渡しに係る業務委託料の額は、次の各号に掲げる式により算定する。この場合において、第一号中「指定部分に相応する業務委託料の額」及び第二号中「引渡部分に相応する業務委託料の額」は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前二項において準用する第二十七条第2項の通知をした日から十四日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
  - 一 第1項に規定する部分引渡しに係る業務委託料の額

指定部分に相応する業務委託料の額 × (1 - 前払金の額/業務委託料の額)

二 第2項に規定する部分引渡しに係る業務委託料の額

引渡部分に相応する業務委託料の額 × (1 - 前払金の額/業務委託料の額)

# (第三者による代理受領)

- 第三十五条 受注者は、発注者の承諾を得て業務委託料の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人と することができる。
- 2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第二十八条(第三十三条において準用する場合を含む。)の規定に基づく支払をしなければならない。

## (前払金等の不払いに対する業務中止)

- 第三十六条 受注者は、発注者が第三十条又は第三十三条において準用される第二十八条の規定に基づく 支払を遅延し、相当の期間を定めてその支払を請求したにもかかわらず支払をしないときは業務の全部 又は一部を一時中止することができる。この場合においては、受注者は、その理由を明示した書面によ り、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。
- 2 発注者は、前項の規定により受注者が業務を一時中止した場合において、必要があると認められると きは履行期間若しくは業務委託料の額を変更し、又は受注者が増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

#### (契約不適合責任)

- 第三十七条 発注者は、引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)であるときは、受注者に対し、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。
- 2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- 3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追 完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、 次の号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。 一 履行の追完が不能であるとき。

- 二 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- 三 成果物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約を した目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過した とき。
- 四 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないこと が明らかであるとき。

# (発注者の任意解除権)

- 第三十八条 発注者は、業務が完了するまでの間は、次条、第三十九条又は第四十条第1項の規定による ほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。
- 2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

# (発注者の催告による解除権)

- 第三十九条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。
  - 一 第五条第4項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。
  - 二 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
  - 三 履行期間内に完了しないとき又は履行期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと認められるとき。
  - 四 管理技術者を配置しなかったとき。
  - 五 正当な理由なく、第三十六条第1項の履行の追完がなされないとき。
  - 六 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

# (発注者の催告によらない解除権)

- 第四十条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することが できる。
  - 一 第五条第1項の規定に違反して業務委託料債権を譲渡したとき。
  - 二 第五条第4項の規定に違反して譲渡により得た資金を当該業務の履行以外に使用したとき。
  - 三 この契約の成果物を完成させることができないことが明らかであるとき。
  - 四 受注者がこの契約の成果物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
  - 五 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を 明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
  - 六 契約の成果物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契 約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したと き。
  - 七 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約 をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
  - 八 暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成三年法律第七十七号) 第二条第二 号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。) 又は暴力団員 (同法第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。) が経営に実質的に関与していると認められる者に業務委託料債権を譲渡したとき。
  - 九 第四十二条又は第四十三条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
  - 十 受注者が次のいずれかに該当するとき。
    - イ 役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその

支店若しくは常時建設コンサルタント業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この 号において同じ。) が暴力団員であると認められるとき。

- ロ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- 二 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- へ この契約に関し、再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- ト この契約に関し、受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の 相手方としていた場合(へに該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対して当該契約の解 除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

# (談合等不正行為による解除権)

- 第四十一条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。
  - 一 この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号。以下「独占禁止法」という。)第三条若しくは第十九条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第八条第一号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第七条の二第1項(独占禁止法第八条の三において準用する場合を含む。)又は第二十条の二から第二十条の六の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第六十三条第2項の規定により取り消された場合を含む。)。
  - 二 納付命令又は独占禁止法第七条、第八条の二若しくは第二十条の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体(以下「受注者等」という。)に対して行われたときは受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、この契約に関し、独占禁止法第三条、第八条第一号若しくは第五号又は第十九条の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
  - 三 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第三条又は第八条第一号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
  - 四 この契約に関し、受注者(法人の場合にあっては、その役員又はその使用人を含む。)の刑法(明治四十年法律第四十五号)第九十六条の六若しくは第百九十八条又は独占禁止法第八十九条第1項若しくは第九十五条第1項第一号に規定する刑が確定したとき。
- 2 前項の規定によりこの契約が解除された場合において、第四条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって第四十八条 第 1項に規定する賠償金に充当することができる。

# (発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第四十二条 第三十八条各号、第三十九条各号又は前条第1項各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前3条の規定による契約の解除をすることができない。

# (受注者の催告による解除権)

第四十三条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、 その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時に おける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

#### (受注者の催告によらない解除権)

- 第四十四条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。
  - 一 第十九条の規定により設計図書を変更したため業務委託料の額が三分の二以上減少したとき。
  - 二 第二十条の規定による業務の中止期間が履行期間の十分の五(履行期間の十分の五が六月を超える ときは、六月)を超えたとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分 の業務が完了した後三月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

# (受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第四十五条 第四十二条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

# (解除の効果)

- 第四十六条 この契約が解除された場合には、第一条第2項に規定する発注者及び受注者の義務は消滅する。ただし、第三十三条に規定する部分引渡しに係る部分については、この限りでない。
- 2 発注者は、前項の規定にかかわらず、この契約が業務の完了前に解除された場合において、受注者が 既に業務を完了した部分(第三十三条の規定により部分引渡しを受けている場合には、当該引渡部分を 除く。以下「既履行部分」という。)の引渡しを受ける必要があると認めたときは、既履行部分を検査 の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合において、発注者は、当該引 渡しを受けた既履行部分に相応する業務委託料(以下「既履行部分委託料」という。)を受注者に支払 わなければならない。
- 3 前項に規定する既履行部分委託料の額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の 日から十四日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

## (解除に伴う措置)

- 第四十七条 この契約が業務の完了前に解除された場合において、第三十条の規定による前払金があったときは、受注者は、第三十八条、第三十九条、第四十条第1項又は次条第3項の規定による解除にあっては、当該前払金の額(第三十三条の規定により部分引渡しをしているときは、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額)に当該前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ財務大臣の決定する率の割合で計算した額の利息を付した額を、第三十七条、第四十二条又は第四十三条の規定による解除にあっては、当該前払金の額を発注者に返還しなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、この契約が業務の完了前に解除され、かつ、前条第2項の規定により既履行部分の引渡しが行われる場合において、第三十条の規定による前払金があったときは、発注者は、当該前払金の額(第三十三条の規定による部分引渡しがあったときは、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額)を前条第3項の規定により定められた既履行部分委託料の額から控除するものとする。この場合において、受領済みの前払金になお余剰があるときは、受注者は、第三十八条、第三十九条、第四十条第1項又は次条第3項の規定による解除にあっては、当該余剰額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ財務大臣の決定する率の割合で計算した額の利息を付した額を、第三十七条、第四十二条又は第四十三条の規定による解除にあっては、当該余剰額を発注者に返還しなければならない。
- 3 受注者は、この契約が業務の完了前に解除された場合において、貸与品等があるときは、当該貸与品等を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が受注者の故意又は過失により減失又は毀損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を

賠償しなければならない。

- 4 受注者は、この契約が業務の完了前に解除された場合において、作業現場に受注者が所有又は管理する業務の出来形部分(第三十三条に規定する部分引渡しに係る部分及び前条第2項に規定する検査に合格した既履行部分を除く。)、調査機械器具、仮設物その他の物件(第六条第4項の規定により、受注者から業務の一部を委任され、又は請け負った者が所有又は管理するこれらの物件及び貸与品等のうち故意又は過失によりその返還が不可能となったものを含む。以下次項において同じ。)があるときは、当該物件を撤去するとともに、作業現場を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 5 前項に規定する撤去並びに修復及び取片付けに要する費用(以下この項及び次項において「撤去費用等」という。)は、次の各号に掲げる撤去費用等につき、それぞれ各号に定めるところにより発注者又は受注者が負担する。
- 一 業務の出来形部分に関する撤去費用等契約の解除が第三十八条、第三十九条、第四十条第1項又は 次条第3項によるときは受注者が負担し、第三十七条、第四十二条又は第四十三条によるときは発注 者が負担する。
- 二 調査機械器具、仮設物その他の物件に関する撤去費用等 受注者が負担する。
- 6 第4項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は作業現場の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件の処分又は作業現場の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者が支出した撤去費用等(前項第一号の規定により、発注者が負担する業務の出来形部分に係るものを除く。)を負担しなければならない。
- 7 第3項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第三十八条、第三十九条、第四十条第1項又は次条第3項によるときは発注者が定め、第三十七条、第四十二条又は第四十三条の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第3項後段及び第4項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。
- 8 業務の完成後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受 注者が民法の規定に従って協議して決める。

# (発注者の損害賠償請求等)

- 第四十八条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償 を請求することができる。
  - 一履行期間内に業務を完成することができないとき。
  - 二 この成果物に契約不適合があるとき。
  - 三 第三十八条、第三十九条又は第四十条第1項の規定により、成果物の引渡し後にこの契約が解除されたとき。
  - 四 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であると き。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、業務委託料の十分の一 に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
  - 一 第三十八条、第三十九条又は第四十条第1項の規定により成果物の引渡し前にこの契約が解除され たとき。
  - 二 成果物の引渡し前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。
- 3 次に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。
  - 一 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成十六年法律第七十五号) の規定により選任された破産管財人

- 二 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成十四年法律第百五十四号)の規定により選任された管財人
- 三 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)の規定により選任された再生債務者等
- 4 第1項各号又は第2項各号に定める場合(前項の規定により第2項第二号に該当する場合とみなされる場合を除く。)がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。
- 5 第1項第一号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、業務委託料から部分引渡しを受けた部分に相応する業務委託料を控除した額につき、遅延日数に応じ、財務大臣の決定する率の割合で計算した額とする。
- 6 第2項の場合(第三十九条第八号及び第十号の規定により、この契約が解除された場合を除く。)に おいて、第四条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発 注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

#### (賠償の予約)

- 第四十九条 受注者は、第四十条第1項各号(同項第四号に規定する刑法第百九十八条に規定する刑が確定したときを除く。)のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、この契約による業務委託料の十分の二に相当する額を発注者が指定する期間内に支払わなければならない。業務が完成した後においても同様とする。
- 2 前項の規定は、発注者に生じた損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において<del>は</del>、その超過分について賠償を請求することを妨げるものではない。

## (受注者の損害賠償請求等)

- 第五十条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。
  - 一 第四十二条又は第四十三条の規定によりこの契約が解除されたとき。
  - 二 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 発注者の責めに帰すべき事由により、第二十八条第2項(第三十三条において準用する場合を含む。)の規定による業務委託料の支払が遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、財務大臣の決定する率の割合で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

# (契約不適合責任期間等)

- 第五十一条 発注者は引き渡された成果物に関し、第二十七条第3項又は第4項(第三十三条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による引渡し(以下この条において単に「引渡し」という。)を受けた日から二年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除(以下この条において「請求等」という。)をすることができない。
- 2 請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、 受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
- 3 発注者が第1項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間(以下この項及び第6項において「契約不適合責任期間」という。)の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から一年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。
- 4 発注者は、請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等をすることができる。

- 5 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、 契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。
- 6 民法第六百三十七条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 7 発注者は、成果物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、 その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等をすることはできない。ただ し、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
- 8 引き渡された成果物の契約不適合が設計図書の記載内容、発注者の指示又は貸与品等の性状により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等をすることができない。ただし、受注者がその記載内容、指示又は貸与品等が不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

#### (保険)

第五十二条 受注者は、設計図書に定めるところにより火災保険その他の保険を付したとき又は任意に保険を付しているときは、当該保険に係る証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。

#### (紛争の解決)

- 第五十三条 この契約書の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、協議の上調停人一名を選任し、当該調停人のあっせん又は調停によりその解決を図る。この場合において、紛争の処理に要する費用については、発注者と受注者とが協議して特別の定めをしたものを除き、調停人の選任に係るものは発注者と受注者とで折半し、その他のものは発注者と受注者とがそれぞれ負担する。
- 2 前項の規定にかかわらず、管理技術者又は現場技術員の業務の実施に関する紛争、受注者の使用人又は受注者から業務を委任され若しくは請け負った者の業務の実施に関する紛争及び監督員の職務の執行に関する紛争については、第十二条第2項の規定により受注者が決定を行った後若しくは同条第4項の規定により発注者が決定を行った後又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第2項若しくは第4項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、前項のあっせん又は調停の手続を請求することができない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、発注者又は受注者は、必要があると認めるときは、同項に規定する紛争解決の手続前又は手続中であっても同項の発注者と受注者との間の紛争について民事訴訟法(平成八年法律第百九号)に基づく訴えの提起又は民事調停法(昭和二十六年法律第二百二十二号)に基づく調停の申立てを行うことができる。
- 4 発注者又は受注者は、申出により、この契約書の各条項の規定により行う発注者と受注者との間の協議に第1項の調停人を立ち会わせ、当該協議が円滑に整うよう必要な助言又は意見を求めることができる。この場合における必要な費用の負担については、同項後段の規定を読み替えて準用する。

#### (契約外の事項)

第五十四条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。